

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612

熊本県HP：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/80/>



豚熱（CSF）ワクチン接種が始まりました！！ ワクチンと飼養衛生管理基準遵守で侵入を防ぎましょう

令和5年8月に佐賀県唐津市の豚飼養農場での豚熱の発生に伴い、熊本県を含む九州全域が豚熱のワクチン接種推奨地域に指定されました。

これを受け、熊本県は9月19日に豚熱ワクチン接種命令の告示を行い、9月27日から接種が開始されています。今後、準備が整った飼養施設から接種していく計画です。

なお、ワクチン接種によりすべての個体が免疫を獲得できるとは限りません。そのため、対策をより有効とするためには飼養衛生管理基準の遵守を徹底することが重要です。本県が豚熱に係る農林水産大臣指定地域となったことから、これまでの飼養衛生管理基準に以下の内容が加わりました。豚・いのしし飼養者の方におかれましては、今後とも以下の項目を含めた遵守の徹底をお願いします。

飼養衛生管理基準の追加内容（概要）

- 当日に大臣指定地域に立ち入った者の立入制限（除 畜産関係者）
- 大臣指定地域で収穫された飼料・敷料を利用する場合は、家保の指導を受ける。
- 畜舎ごとの専用衣服の使用
- 畜舎間で家畜を移動する際は野生動物等による病原体の侵入を防止できる通路の確保。ケージ、リフト等を利用する場合は洗浄、消毒済みのものを使用。畜舎に重機、一輪車等を持ち込む際は、出入口で洗浄・消毒。
- 放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保

ちょっと痛いけどワクチンは我慢するよ
農場の皆さんは、
大変ですが飼養衛生管理基準の遵守もお願いしまーす！



家畜改良増殖法に基づく適切な精液・受精卵の流通管理

我が国の宝ともいえる和牛の遺伝資源を保護するためには、家畜改良増殖法に基づいた精液・受精卵（以下精液等）の流通管理が必要です。

精液等の不正流通や血統矛盾を防止するために、獣医師及び人工授精師の方においては以下①～③の項目を、精液・受精卵生産事業者及び農家においては以下①の項目を確実に行ってください。

① 精液等と証明書の一體的な取扱い

- ・ 容器と証明書の記載事項が一致するよう適切な区分管理
- ・ 精液等証明書への正確な記載
- ・ **譲渡の際の精液等と同時の精液等証明書の交付**
- ・ 精液等の保管場所の施錠等の盗難防止措置

② 家畜人工授精簿の適切な記載および5年保存

- ・ 家畜人工授精、受精卵移植を行った際の正確な記載
- ・ 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜人工授精簿に添付するなど、速やかに照合できるよう保管

③ 授精証明書・移植証明書の適切な交付

- ・ 授精証明書・移植証明書への精液証明書等の適切な貼り付け
- ・ 交付証明書の写しの5年間保存

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ (HPAI)		台湾	家きん（3件）	9月
アフリカ豚熱		韓国	豚 野生いのしし（51件）	令和5年9月25日 9月

令和5年(2023年)10月2日現在



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。
下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/56061.html>

